

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	事業承継税制の概要及び論点
他言語論題 Title in other language	Outline of and Issues with Inheritance Tax Relief on Succession of Unlisted Shares in SMEs
著者 / 所属 Author(s)	瀬古 雄祐 (Seko, Yusuke) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 財政金融課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	810
刊行日 Issue Date	2018-07-20
ページ Pages	69-90
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	事業承継税制は、中小企業の事業承継時に、非上場株式の移転に課される相続税及び贈与税の納税猶予等を認める租税特別措置である。本稿では、その枠組みを概観しつつ、指摘される論点を紹介する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

事業承継税制の概要及び論点

国立国会図書館 調査及び立法考査局
財政金融課 瀬古 雄祐

目 次

はじめに

I 事業承継の概要と後継者の税負担

- 1 事業承継の概要と課題
- 2 相続税及び贈与税の概要

II 事業承継税制の概要

- 1 事業承継税制の枠組み
- 2 従来の事業承継税制（一般措置）の概要
- 3 事業承継税制の適用状況
- 4 平成 30 年度税制改正における特例措置の創設

III 事業承継税制の見直しの経緯

- 1 適用対象者、適用対象となる株式及び納税猶予割合に係る上限
- 2 後継者についての要件
- 3 先代経営者についての要件
- 4 雇用確保要件
- 5 猶予税額の免除及び納付時の負担軽減
- 6 手続面の事項

IV 諸外国の事業承継税制

- 1 イギリス
- 2 ドイツ
- 3 フランス
- 4 諸外国の事業承継税制との共通点と相違点

V 事業承継税制をめぐる論点

- 1 事業承継税制の性質をめぐる検討
- 2 従来の事業承継税制をめぐる評価
- 3 特例措置の創設をめぐる評価

おわりに

要 旨

- ① 事業承継とは、一般に、中小企業の経営を後継者に引き継ぐことをいう。事業承継においては、経営権とともに会社の非上場株式が後継者に引き継がれるのが一般的である。こうした非上場株式の承継においては、相続又は贈与の形がとられるのが通例であり、税制上、後継者には、当該株式の価額を基に、相続税又は贈与税が課される。
- ② 事業承継税制は、非上場株式の承継に際して課される相続税及び贈与税につき、その納税の猶予（さらに、一定の条件の下に免除）を認める租税特別措置である。この措置は、後継者の税負担を軽減することで中小企業の円滑な事業承継を後押しするという目的の下で、平成 21（2009）年に創設された。それ以降、税負担軽減効果や、制度の使い勝手の向上等を図る目的から、各種の要件の緩和を始めとする、制度の見直しが重ねられてきた。
- ③ 中小企業の廃業を防ぐため、平成 30 年度税制改正においては、従来の事業承継税制を大幅に拡充した特例措置が 10 年間の時限措置として新たに創設された。特例措置では、適用対象となる株式に係る制限の撤廃や納税猶予の割合の見直しがなされたほか、従来は後継者 1 名のみとされた適用枠を拡大し、3 名までの後継者について適用が可能とされている。また、雇用確保要件を満たせない場合でも制度の継続的な適用が可能とされている。
- ④ 主要国においても、我が国の事業承継税制と同様の措置を設けている国が見られる。各国の制度を検討すると、一定期間の事業継続等を要件としていることが共通点である一方で、適用に際して課される他の要件や、制度の対象、また負担軽減の方式において、相違点も見られる。
- ⑤ 事業承継税制の趣旨は、円滑な事業承継を税制面で後押しすることで、地域経済の活力の維持や雇用の維持を図ることである。一方で、全ての財産を公平に金銭的価値に置き換えて評価し課税するという相続税制の原則に、一定の例外を設けるものといえる。そのため、同税制をめぐっては、識者等の間から賛否両論が示されている。また、多額の所得や資産を有する企業等、本来の趣旨とは異なる対象に適用がなされている事例が確認されたとの指摘もなされており、制度の運用面の検証や改善も、今後の課題となり得る。
- ⑥ 今後、この特例措置の適用状況やその効果を注視しつつ、事業承継税制の在り方をめぐる議論が深まることが期待される。

はじめに

中小企業における先代経営者から後継者への事業の引継ぎは、一般に事業承継と呼ばれる。事業承継においては、経営権の承継とともに、相続又は贈与の形をとって、企業の非上場株式が引き継がれることが一般的であり、ここに相続税又は贈与税の負担が発生する。この税負担は、円滑な事業承継や、後継者による事業の継続において、大きな妨げとなり得る。

こうした事態を防ぐために、現行の税制では、中小企業の事業承継において引き継がれる非上場株式につき、その承継に際して課される相続税及び贈与税の納税を猶予（さらに、一定の条件の下に免除）する措置が設けられている。この措置は、一般に事業承継税制と呼ばれる。

事業承継税制は、平成 21（2009）年の創設以来、税負担軽減効果や利便性の向上を図る観点から、要件等について、段階的に見直しがなされてきた。平成 30 年度税制改正においては、従来の事業承継税制に係る措置を存置しつつ、適用対象や負担軽減割合等を大幅に拡充した特例措置が新たに設けられた。今後、当該特例措置の適用状況など、その動向が注目される。

本稿では、第 I 章において、事業承継の態様と事業承継時に課される税負担について概観した上で、第 II 章において、現行の事業承継税制の概要を紹介する。続いて第 III 章では、事業承継税制の適用対象や、適用に当たって課される各種の要件等の趣旨を確認しつつ、これまでになされてきた見直しをめぐる経緯を説明する。第 IV 章では、主要国における事業承継税制に焦点を当て、その概要を紹介する。そして第 V 章では、事業承継税制をめぐる課題や論点を広範に取り上げ、今後の事業承継税制を展望する。

I 事業承継の概要と後継者の税負担

1 事業承継の概要と課題

中小企業⁽¹⁾は一般に、資本金や従業員数が少ないなどの点において、大企業に比べて経営基盤が必ずしも強力ではない場合も多いとされる。しかしながら、こうした中小企業は我が国の経済の基盤となっており、とりわけ地域の経済・社会を支える存在として、重要な役割を担っている⁽²⁾。地域経済の活力の維持や雇用の確保といった観点からは、中小企業が継続的かつ安

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 30（2018）年 6 月 1 日である。

(1) 「中小企業基本法」(昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項によると、「中小企業者」（以下「中小企業」という。）とは、資本金の額又は出資の総額（以下「資本金の額等」という。）若しくは常時雇用する従業員の数について、業種分類別に定められた以下の基準を満たす企業である。

製造業、建設業、運輸業等：資本金の額等が 3 億円以下又は従業員数が 300 人以下であること

卸売業：資本金の額等が 1 億円以下又は従業員数が 100 人以下であること

サービス業：資本金の額等が 5000 万円以下又は従業員数が 100 人以下であること

小売業：資本金の額等が 5000 万円以下又は従業員数が 50 人以下であること

なお、この定義は、税法上の「中小企業者」の定義とは異なっている。税法上の「中小企業者」とは、一般に、資本金の額等が 1 億円以下である法人、又は、資本若しくは出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいう。

(2) 中小企業庁「事業承継ガイドライン」2016.12, p.4. <<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2016/161205shoukei1.pdf>>; 自由民主党・公明党「平成 30 年度税制改正大綱」2017.12.14, p.7. 自由民主党 HP <https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/136400_1.pdf>

定的に経営を行っていくことには大きな意義がある⁽³⁾。現経営者から後継者への事業承継が円滑に行われることは、中小企業の安定した経営を実現する上で重要な要素といえる。

中小企業における事業承継の具体的な類型としては、①現在の経営者の子など親族に経営を承継させる「親族内承継」、②親族以外の役員・従業員の中から能力のある者を選任して経営を承継させる「役員・従業員承継」、③株式譲渡や事業譲渡といった、いわゆる M&A 等により、広く社外に経営を譲渡する方法、の3つの類型があるとされる⁽⁴⁾。

現在の我が国の中小企業においては、経営者の高齢化が進展し、多くの中小企業において事業承継の時期に達していると考えられている⁽⁵⁾。しかし、地域経済や雇用の面での中小企業の存在意義の大きさと裏腹に、事業承継は必ずしも十分に進んでいないことが指摘されている⁽⁶⁾。

円滑な事業承継を図る目的から、平成 20 (2008) 年に制定されたのが「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(平成 20 年法律第 33 号。以下「円滑化法」という。)である。この法律は、事業承継にとっての制度上の阻害要因となり得る、民法の遺留分制度、後継者の資金調達の困難、事業承継時の税負担という3点につき、対策を施すものであった⁽⁷⁾。

また、現状では、後継者の不足や事業承継に向けた取組の遅れから⁽⁸⁾、業績が良いにもかかわらず、後継者が見つからないために自主廃業に至る中小企業も少なくない指摘されている⁽⁹⁾。例えば、自分の代での廃業を予定している中小企業経営者の3人に1人が、廃業の理由の1つに後継者難を挙げているとのアンケート調査結果も示されている⁽¹⁰⁾。

こうした事態に対処すべく、中小企業庁は平成 29 (2017) 年に「事業承継 5ヶ年計画」を策定し、平成 29 (2017) 年から平成 33 (2021) 年⁽¹¹⁾までの5年間に、中小企業の実業承継に対して集中的な支援を実施するとしている⁽¹²⁾。この計画では、具体的な措置として、事業承継ネットワーク構築事業の新設、事業承継を支援する機関の体制強化・専門人材の育成、事業承継のための小規模 M&A の環境整備等が挙げられているほか、本稿が取り上げる事業承継税制についても、その更なる活用を図る方針が盛り込まれている。

2 相続税及び贈与税の概要

事業承継は、経営権の承継のみでは完結せず、経営権とともに、事業に必要となる資産も後

(3) 田中治「事業承継税制のあり方」『租税法研究』38号(中小企業税制の展開), 2010.6, p.89.

(4) 岡田悟「中小企業の実業承継問題—親族内承継の現状と円滑化に向けた課題—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』601号, 2007.11.27, pp.3-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000589_po_0601.pdf?contentNo=1>; 中小企業庁 前掲注(2), pp.15-16.

(5) 例えば、中小企業庁 同上, p.6.

(6) 同上, pp.8-11.

(7) 詳細については、山下学・生田泰寛「中小企業の実業継承—事業承継税制との乖離と技術の伝承への転換(前編)—」『税理』60(10), 2017.8, pp.160-161を参照。

(8) 「消える GDP22 兆円 大廃業時代 1 「後継者いない」悩む中小」『日本経済新聞』2018.2.27; 「きょうのことは事業承継 中小経営者、準備に遅れ」『日本経済新聞』2017.10.6.

(9) 「中小の実業承継 次世代の納税、100% 猶予」『日本経済新聞』2017.12.15; 「消える GDP22 兆円 大廃業時代 1 「後継者いない」悩む中小」同上

(10) 東京商工リサーチ「平成 28 年度中小企業・小規模事業者の実業承継に関する調査」報告書」2017.3, p.61. 経済産業省 HP <http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000223.pdf>

(11) 平成 31 年 4 月 30 日の翌日に改元が予定されているが、現時点では新元号が不明であることから、本稿では、同日以降の年の表記についても平成の元号を用いている。

(12) 中小企業庁「中小企業の実業承継に関する集中実施期間について(事業承継 5ヶ年計画)」2017.7. <<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2017/170707shoukei1.pdf>>

継者に承継される必要がある⁽¹³⁾。ここで引き継がれる資産としては、設備や不動産など、事業に用いられる資産（事業用資産）があるが⁽¹⁴⁾、企業が株式会社の形態を取る場合には、事業用資産とともに、経営者が所有している自社の株式の引継ぎが必要となる。自社株式や事業用資産は、相続又は贈与の形をとって承継され、それらを取得した者（後継者等）に対しては、相続税又は贈与税が課される。

事業承継税制の前提となる相続税及び贈与税の概要及び意義は、次のとおりである。

(1) 相続税の概要

相続税は、遺産の取得に担税力を見いだして課される税であり、個人所得課税を補完するものと考えられているほか、被相続人が生前に得た所得に対しての清算課税であるとの捉え方がなされている⁽¹⁵⁾。また、相続した者としなかった者との間の財産保有状況の均衡を図るとともに、富の過度の集中を抑制する機能があるとされる⁽¹⁶⁾。

相続税は、相続、遺贈、死因贈与により財産を取得した者に対して、その財産の取得時の時価を基に課される税である。具体的には、相続税は、相続財産から基礎控除や債務控除等に係る額を差し引いた額（課税遺産総額）に対して課される。現行の基礎控除は「3000万円＋600万円×法定相続人数」で算出される額とされており、相続財産のうちこの額を下回る部分について相続税は課されない。現行税制では、民法に定められた「法定相続分」により遺産が分割されたと仮定して、税率を適用し相続税の総額を計算した後、この総額を実際の相続割合により按分して、各相続人の相続税額を算出する方式（法定相続分課税方式）が採られている⁽¹⁷⁾。税率は、10%から55%の8段階の超過累進税率構造⁽¹⁸⁾となっている。

(2) 贈与税の概要

贈与税は、個人から財産を取得した個人に対して、その財産の取得時の時価を基に課される税である。同税は、生前贈与による相続税の回避を防止する目的を持つ税であり、その意味において相続税を補完するという位置付けを持っている。相続税と同様に、10%から55%の8段階の累進税率構造となっており、基礎控除額は年110万円である。

なお、贈与税には相続時精算課税制度が設けられており、一定の要件の下で、贈与税と相続

(13) 事業承継には、経営権を引き継ぐ「人（経営）の承継」、株式や事業用資産、資金等を引き継ぐ「資産の承継」、経営理念やノウハウといった無形資産を引き継ぐ「知的資産の承継」という3つの要素があるとされる（中小企業庁 前掲注(2), pp.17-19.）。

(14) 厳密には、これらに加え、債権が含まれる。

(15) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」2000.7.14, p.290. 内閣府 HP <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/zeichof12.pdf>>

(16) 税務大学校『相続税法（基礎編）平成29年度版』2017, p.1. 国税庁 HP <<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/souzoku/pdf/01.pdf#page=1>>

(17) この方式のほか、相続財産それ自体に対して課税し、実際には被相続人に代わり遺言執行人や遺産管理人が納税義務を負う遺産課税方式、相続又は贈与により財産を取得した相続人に対して課税する遺産取得課税方式が存在する。主要国においては、アメリカやイギリスは前者を、ドイツやフランスは後者を、それぞれ採用している。我が国の法定相続分課税方式は、遺産取得課税方式を基礎としつつ、遺産課税方式の要素を加味したものと考えられることができる。

(18) 課税標準である資産につき、課税価額に応じて複数の段階に区分した上で、課税価額がより大きな段階に進むに従って、その段階に適用する税率を累進的に高めていく課税方式をいう。

税との間での精算を行うことが可能とされている⁽¹⁹⁾。

(3) 税負担の軽減のための措置

相続税及び贈与税（以下「相続税等」という。）の原則に立てば、資産の移転に対しては、全ての財産を公平に金銭的価値に置き換えて評価し、その価値に応じて課税がなされるべきということになる。この考え方に沿えば、事業承継に伴って後継者に引き継がれる非上場株式等についても、他の資産と同様の条件で評価し、課税するべきであるとの結論が導かれる⁽²⁰⁾。

一方で、経済社会上の利益を重視する観点からは、以下に述べるような配慮から、こうした原則に一定の例外を認めるべきであるとの考え方も導かれ得る。

中小企業においては経営者が非上場の自社株式を持っているケースが多い⁽²¹⁾。相続税等の税額は株式の価額を基に算定されるが、企業業績が好調である場合には株価は上昇するため、税負担も大きくなる。実際の事業承継においては、税負担の軽減のために、株式や事業用資産を親族で分散して相続する事例が指摘されているが、このような方法によれば、自社株式の分散により、承継後の安定的な経営に悪影響が及ぶおそれがある⁽²²⁾。また、事業承継後の後継者は、資金力が十分ではなく、納税資金を用意できないケースも多いとされる。やむを得ず会社の資産を売却して納税資金に充てた場合には、会社の経営自体が危ぶまれる⁽²³⁾。実際に、事業経営者の多くが、相続税等の負担への対策を、事業承継時の課題として考えているとの調査結果も示されている⁽²⁴⁾。

このように、承継される非上場株式に対して、原則どおりに相続税等を課税する場合、事業承継や後継者による経営の継続に大きな困難をもたらす懸念が生じ得る。事業承継税制の背景には、税負担のために中小企業の経営に困難が生じるような事態を回避しようという配慮がある。

II 事業承継税制の概要

1 事業承継税制の枠組み

現行税制では、中小企業の円滑な事業承継を後押しする目的から、承継される非上場株式に

(19) 具体的には、生前贈与時に、贈与財産に対して軽減・簡素化された贈与税を支払い、相続時に、贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に計算した相続税額から、既に支払った贈与税額を控除することができるという制度である。生前贈与による世代間の資産移転を円滑化することを目的として平成 15 年度税制改正により設けられた。同制度については、加藤浩「資産課税改革の動向と展望—相続税・贈与税に係る論点をめぐって—」『レファレンス』753号、2013.10、pp.36-37、52-53。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8328284_po_075302.pdf?contentNo=1> を参照。

(20) 松田淳ほか「租税特別措置法（相続税・贈与税関係）の改正」『平成 21 年度税制改正の解説』p.310。財務省 HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2009/explanation/pdf/P309-P403.pdf>

(21) 平成 30（2018）年 4 月時点の全国の上場会社数は 3,722 社である（「16-2 全国上場株式数」『統計月報』2018.4。日本取引所グループ HP <http://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/monthly/nlsgeu00000344mz-att/16_allse1804.pdf>）。一方で、平成 26 年経済センサス基礎調査によると、我が国の企業数は全体で 382 万社を超える（そのうち、約 381 万社が中小企業である）。このことから、中小企業の多くは非上場会社であると考えられる。

(22) 岸田康雄「中小企業の相続 事業承継税制は税金が半分になる」『週刊東洋経済』6638号、2016.1.23、p.58；吉村直泰ほか「中小企業・小規模事業者を巡る現状と事業承継の円滑化に向けた支援策について」『税研』31(4)、2015.11、p.51。

(23) 中小企業庁 前掲注(2)、p.41；「事業承継 株式の相続や生前贈与の税制優遇措置が大幅拡大」『週刊東洋経済』6192号、2009.3.14、pp.58-59。

(24) 東京商工会議所事業承継の実態に関する調査研究会「東京 23 区内企業の事業承継の実態に関するアンケート調査報告書」2015.1、p.18。<<http://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=44782>>

対して課される相続税及び贈与税につき、これらの納税を猶予⁽²⁵⁾（さらに、一定の条件の下に免除）する租税特別措置⁽²⁶⁾が設けられている。「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」⁽²⁷⁾（以下「相続税の納税猶予」という。）及び「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」⁽²⁸⁾（以下「贈与税の納税猶予」という。）⁽²⁹⁾がそれであり、これらは一般に「事業承継税制」と称される⁽³⁰⁾。事業承継税制は、円滑化法で整備された認定制度等を基として、平成 21 年度税制改正により創設されたもので⁽³¹⁾、都道府県知事（平成 29 年 3 月以前は、経済産業大臣）の認定（以下「認定」という。）を受けた中小企業が適用対象とされている⁽³²⁾。

相続税の納税猶予は平成 20（2008）年 10 月以後の相続又は遺贈に係る相続税について、贈与税の納税猶予は平成 21（2009）年 4 月以後の贈与に係る贈与税について、それぞれ適用されている。

2 従来の事業承継税制（一般措置）の概要

事業承継税制は、平成 21（2009）年の創設以降、税負担軽減効果や、制度の利便性の向上等を図る目的から、制度の見直しが重ねられてきた⁽³³⁾。こうした改正を経た、平成 29（2017）年度における事業承継税制（以下「一般措置」という。）の概要は、次のとおりである。

(1) 適用対象となる株式及び納税猶予割合に係る上限

一般措置においては、非上場会社の発行済完全議決権株式等の総数の 3 分の 2 を上限として、相続の場合には当該株式等の課税価額の 80% に対応する相続税の納付が、贈与の場合には同 100% に対応する贈与税の納付が、それぞれ猶予される。また、措置の適用対象となる後継者は 1 名に限定されている。

⁽²⁵⁾ 事業承継税制では、税額の減額ではなく、納税を猶予する方式が採られている。これは、相続後の事業の継続を要件として税負担の軽減を図るという制度の性質上、相続税の申告時に税負担の軽減が確定する減額方式よりも、相続税の申告時には税負担を求めず、適用要件等を満たせなくなった場合にのみ納税を求める納税猶予の方式の方が適当であるとの考慮によるものである。（松田ほか 前掲注⁽²⁰⁾, p.327.）

⁽²⁶⁾ 租税特別措置とは、特定の政策目的を実現するために、適用対象や期限を定めた上で、税制上の原則の例外として行われる増減税などの措置をいう。

⁽²⁷⁾ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 70 条の 7 の 2

⁽²⁸⁾ 租税特別措置法第 70 条の 7

⁽²⁹⁾ なお、贈与税に係る納税猶予の制度は、経営の完全な承継を伴う株式の贈与のみに適用されるのであり、単なる財産としての株式の贈与は適用対象とはならない（松田ほか 前掲注⁽²⁰⁾, pp.313, 351.）。

⁽³⁰⁾ 現行税制では、非上場株式の他にも、資産に応じて、資産の移転時に課される相続税等の負担を軽減する措置がそれぞれ設けられている。具体的には、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（租税特別措置法第 69 条の 4）、「農地等についての相続税の納税猶予及び免除等」（同第 70 条の 6）、「山林についての相続税の納税猶予及び免除」（同第 70 条の 6 の 4）等である（「事業承継の円滑化に資する措置」財務省 HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/e05.htm>）。加藤 前掲注⁽¹⁹⁾は、これらの各措置についても「事業承継税制（中略）の一端を成すものと考えられる」としつつ、非上場株式についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除は、そうした（広義の）事業承継税制の中核であるとしている（同, p.50.）。

⁽³¹⁾ 事業承継税制を創設する方針は、平成 20 年度税制改正において示された。創設に至るまでの経緯等については、深澤映司「平成 20 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』605 号, 2008.1.22, p.4. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000585_po_0605.pdf?contentNo=1>; 加藤慶一「平成 21 年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』631 号, 2009.1.29, p.6. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_998428_po_0631.pdf?contentNo=1> を参照。

⁽³²⁾ 租税特別措置法第 70 条の 7 第 2 項及び第 70 条の 7 の 2 第 2 項

⁽³³⁾ 具体的には、平成 22、23、25、27、29 の各年度の税制改正において見直しがなされた。

(2) 適用を受けるに当たって課される要件

上で述べたとおり、事業承継税制の適用に際しては、都道府県知事による認定を受けていることが前提となる。認定を受けるに当たっては、資産管理会社⁽³⁴⁾でないこと等、一定の要件を満たす必要がある。また、同税制の枠組みの下で納税猶予の適用を継続するためには、相続税等の申告期限から5年間は事業を継続し、一定割合の雇用を維持すること（雇用確保要件）等の要件を満たすことが求められる。本稿では、これ以降、認定を受けるための要件と、納税猶予の継続的な適用を受けるための要件を、合わせて「適用要件」という。主な適用要件は、表1のとおりである。仮に、後継者が適用要件を満たせなくなった場合には、納税猶予は打ち切れ、後継者は猶予税額を利子税⁽³⁵⁾とともに納付しなければならない。なお、贈与税の納税猶予の適用を受けている場合において、贈与者（先代経営者）が死亡し後継者が引き続き当該企業を営んでいる場合には、相続税の納税猶予に移行することが可能とされている。

表1 事業承継税制（一般措置）の主な適用要件

＜認定を受けるための要件＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業^(注)であること ・ 上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等 ・ 先代経営者が代表者を退任すること（贈与税の場合のみ；有給役員として残留することは可能）
＜納税猶予の継続的な適用を受けるための要件＞
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者が、納税猶予の対象となっている株式を継続して保有すること ・ 後継者が代表を継続すること ・ 5年間平均で雇用者数の8割以上を維持すること（雇用確保要件） ・ 同族で過半数の株式を保有すること ・ 後継者が同族内で筆頭株主であること 等

(注) 事業承継税制の適用対象となる中小企業は、主に資本金の額又は出資の総額（以下「資本金の額等」という。）若しくは常時雇用する従業員の数について、業種分類別に定められた以下の基準を満たす企業である。

製造業、建設業、運輸業等：資本金の額等が3億円以下又は従業員数が300人以下であること

卸売業：資本金の額等が1億円以下又は従業員数が100人以下であること

サービス業：資本金の額等が5000万円以下又は従業員数が100人以下であること

小売業：資本金の額等が5000万円以下又は従業員数が50人以下であること

(出典) 「No.4148 非上場株式会社等についての相続税の納税猶予の特例」国税庁HP <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4148.htm>>; 「No.4439 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予」同 <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4439.htm>>; 経済産業省「平成29年度 経済産業関係 税制改正について」2016.12. p.27. <http://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2017/161215a/pdf/161215a002.pdf> 等を基に筆者作成。

(3) 猶予税額の免除

事業承継税制の適用を受け、納税猶予が認められている場合において、さらに一定の要件の下で、これらの猶予税額が免除される（免除が認められる主な場合は、表2のとおりである。）。そのため、例えば、現経営者が非上場株式を後継者に贈与し、贈与税の納税猶予の適用を受けた場合において、贈与者（先代経営者）が死亡した場合には贈与税に係る猶予税額が免除されるとともに相続税の納税猶予の適用が可能であり⁽³⁶⁾、さらに猶予税額の免除のための要件を満たし

⁽³⁴⁾ 有価証券や自ら使用していない不動産等、現金、預金等の資産（特定資産）の割合が資産総額の70%以上の会社（資産保有型会社）や、これらの資産からの収入が総収入金額の75%以上の会社（資産運用型会社）をいう。

⁽³⁵⁾ 利子税は、延納又は納税申告書の提出期限の延長が認められた場合に、その期間中に課される附帯税である。民事において履行遅滞に陥っていない場合に課される約定利息に相当するとされる。

た場合には、恒久的に一定の税負担を行わなくてよいことになる⁽³⁷⁾。

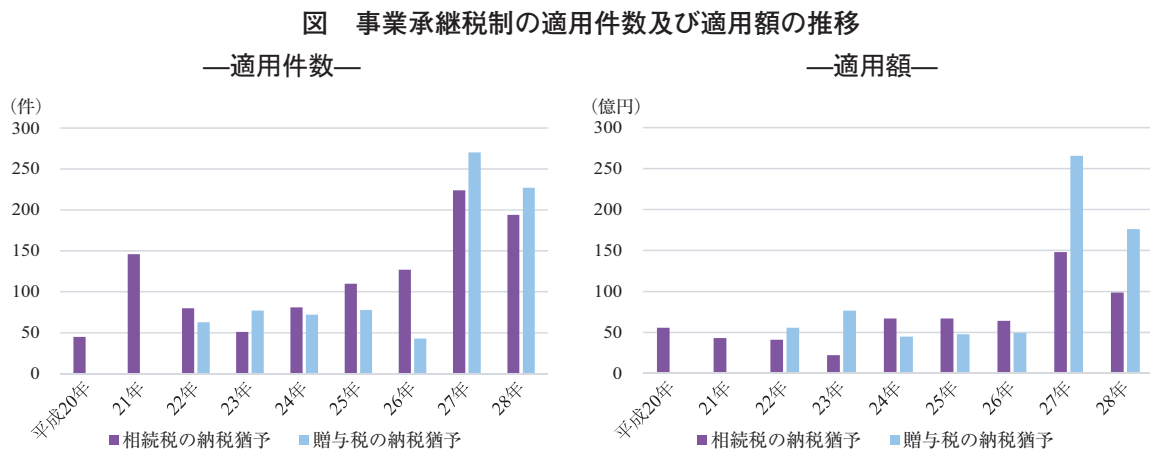
表2 猶予税額の免除が認められる主な場合

- ・先代経営者が死亡した場合（贈与税の場合）
- ・後継者が死亡した場合
- ・申告期限後 5 年経過後に、後継者が非上場株式等を次の後継者に贈与し、贈与を受けた次の後継者が贈与税に係る事業承継税制の適用を受ける場合
- ・申告期限後 5 年経過後に、会社について破産手続開始の決定等があった場合 等

(出典)「No.4148 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」国税庁 HP <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4148.htm>>;「No.4439 非上場株式等についての贈与税の納税猶予」同 <<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/zoyo/4439.htm>> 等を基に筆者作成。

3 事業承継税制の適用状況

事業承継税制の適用状況は、次のとおりである。平成 20 (2008) 年分から平成 28 (2016) 年分までの間の相続税の納税猶予の適用件数は 1,058 件 (猶予税額は約 607 億円)、平成 22 (2010) 年分から平成 28 (2016) 年分までの間の贈与税の納税猶予の適用件数は 830 件 (猶予税額は約 716 億円)、計 1,888 件 (猶予税額は約 1322 億円) である (図を参照)。平成 27 (2015) 年以降に適用件数・適用額ともに増加しているのは、平成 25 年度税制改正における適用要件の緩和等の見直し (平成 27 (2015) 年 1 月以後の相続又は贈与について適用) の影響であると指摘されている⁽³⁸⁾。



(注) 贈与税の納税猶予については、平成 21 (2009) 年 4 月以後の贈与について適用されているが、平成 21 年分に係るデータについて「国税庁統計年報」に記載がなかったため、平成 22 (2010) 年分以降のデータを掲載した。
(出典) 各年度の「国税庁統計年報」を基に筆者作成。

4 平成 30 年度税制改正における特例措置の創設

平成 30 年度税制改正においては、事業承継の一層の円滑化を図ることで中小企業の廃業を

⁽³⁶⁾ 贈与者 (先代経営者) が死亡した場合には、贈与税の納税猶予に係る猶予税額は免除されるが、贈与時の時価で相続があったものとみなされ、後継者に相続税が課される。この相続税の一部について、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

⁽³⁷⁾ 品川芳宣「事業承継対策の手法と課題」『税研』33(2), 2017.7, p.58.

⁽³⁸⁾ 会計検査院「会計検査院法第 30 条の 2 の規定に基づく報告書「租税特別措置 (相続税関係) の適用状況等について」」2017.11, pp.47-48. <http://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/29/pdf/291129_zenbun_1.pdf>

防ぐ観点から、従来の一般措置を存置しつつ、一般措置を大幅に拡充した特例措置が、10年間の時限措置として設けられた⁽³⁹⁾。特例措置では、大きく以下の4点において、一般措置の見直しが図られた。すなわち、①制度の対象を発行済完全議決権株式等の総数の3分の2とする制限が撤廃され、全ての株式が適用対象となるとともに、相続税についても、課税価額の100%に対応する相続税の納税が猶予されることとなった。これにより、特例措置では、事業承継時に、相続、贈与のいずれの場合であっても、相続税等の負担が一切生じないこととなる。また、②5年間平均で雇用者数の8割以上の維持を求める雇用確保要件を存置しつつも、これを満たせない場合であっても、その理由を記載した書類を都道府県に提出することで、納税猶予の継続的な適用が可能とされた。さらに、③従来は1名のみとされていた適用対象者の枠を拡大し、3名までの後継者に対して制度の適用が可能となったほか、④経営環境の悪化等により、相続税及び贈与税の申告期限後5年経過後に後継者が株式を譲渡する場合や、会社が合併により消滅する場合、また会社が解散する場合等には、譲渡や合併の対価の額又は解散時の株式の相続税評価額を基に税額を再計算した上で、当初の納税猶予税額と再計算により算出された税額等の差額分が免除されることとなった（上記対価の額は、譲渡等の時の相続税評価額の50%を下限とするが、譲渡等から2年後において、譲渡後の会社又は吸収合併を行った会社が一定の要件を満たす場合においては、実際の譲渡又は合併の対価の額を基に算出された税額との差額分について免除することとされた。）。

特例措置は、平成30(2018)年4月から平成35(2023)年3月末までの期間に、特例承継計画を都道府県に提出し、円滑化法に定める認定を受けた者を対象として、平成30(2018)年1月から平成39(2027)年12月末までの間に発生する相続及び贈与について適用される。この特例措置の創設により、相続税収は平年度ベースで710億円程度の減収となることが見込まれている⁽⁴⁰⁾。

Ⅲ 事業承継税制の見直しの経緯

前章で述べたように、事業承継税制は創設以来、税負担軽減効果や制度の利便性の向上等を図る観点から、段階的な見直しが図られてきた（表3を参照）。本章では、適用対象や適用要件といった事業承継税制の詳細について、それらの趣旨を確認しつつ、これまでの見直しをめぐる経緯を紹介する。

1 適用対象者、適用対象となる株式及び納税猶予割合に係る上限

一般措置においては、適用対象となる後継者は1名に限定される。また、適用対象となる株式は完全議決権株式等の3分の2が上限とされ、相続税に係る納税猶予割合は80%とされる。

制度の適用対象者については、複数名が後継者として株式を相続した場合、株式の分散により事業の安定的な継続に支障が出るおそれがあることへの考慮から、制度の適用対象者を後継者1名に限定することとしている⁽⁴¹⁾。

⁽³⁹⁾ 概要については、佐藤良「平成30年度税制改正案の概要」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』993号、2018.1.25、pp.6-7。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11035767_po_0993.pdf?contentNo=1>

⁽⁴⁰⁾ 「平成30年度税制改正の大綱」（平成29年12月22日閣議決定）p.115。財務省HP <http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/20171222taikou.pdf>

⁽⁴¹⁾ 松田ほか 前掲注⁽²⁰⁾、p.315。

表3 事業承継税制の沿革

適用対象となる後継者数	平成21年の創設当初の制度	平成25年度税制改正後の制度 (平成27年以降に適用)	平成29年度における制度 (平成29年度に創設)	特例措置 (平成30年度税制改正で創設)
適用対象株式及び納税猶予割合	1名	1名	3名まで	3名まで
後継者に係る要件	先代経営者の親族に限定	先代経営者の親族に限定	先代経営者の親族に限定	先代経営者の親族に限定
先代経営者に係る要件	代表者及び役員を退任 ^(注) (無給の役員として再就任は可能)	代表者及び役員を退任 ^(注) (無給の役員として再就任は可能)	代表者を退任 ^(注) (有給の役員としての残留は可能)	代表者を退任 ^(注) (有給の役員としての残留は可能)
雇用確保要件	相続開始時・贈与時の雇用の8割を毎年維持	相続開始時・贈与時の雇用の8割を5年間の平均で維持	相続開始時・贈与時の雇用の8割を5年間の平均で維持	同左 (ただし、要件を満たせなかった場合も、その理由を記載した書類の提出により、継続適用が可能)
猶予税額の減免	以下の場合に猶予税額を免除 ・先代経営者(贈与税の納税猶予の場合)又は後継者の死亡 ・申告期限後5年経過後に、会社について破産手続開始の決定等があった場合 ・申告期限後5年経過後に、後継者が株式を次の後継者に贈与し、次の後継者が贈与税の納税猶予の適用を受ける場合等	左記の場合に加え、民事再生計画等に基づく事業再生を行う場合、納税猶予税額を再計算し、差額を免除	左記の場合に加え、経営環境の悪化による会社の譲渡・合併・解散があった場合には、譲渡又は合併の対価・解散時の株価を基に納税額を再計算し、差額を免除	左記の場合に加え、経営環境の悪化による会社の譲渡・合併・解散があった場合には、譲渡又は合併の対価・解散時の株価を基に納税額を再計算し、差額を免除
手続等	・経済産業大臣による事前確認を受けていることが適用の条件 ・経済産業局に対して認定申請・年次報告書の提出が、また、税務署に対して申告書・継続届出書の提出が、それぞれ必要	・事前確認を受けていなくても、適用が可能 ・経済産業局に提出した書類について、税務署への提出は不要	・平成29年4月以降、認定等に係る書類の提出先は都道府県に変更	・特例承継計画の都道府県への提出が求められる

(注) 贈与税の納税猶予の場合にのみ適用される要件である。
(出典) 各種資料を基に筆者作成。

完全議決権株式等の総数の3分の2という、適用対象株式に係る上限については、事業承継後に後継者による安定的な経営を可能とするという観点から、会社法上の特別決議を単独で行える水準を念頭に定められたものとされる⁽⁴²⁾。

相続の場合における猶予割合(80%)については、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における軽減割合が80%であることを踏まえて、経済の活力の維持や雇用の確保の要請と、課税の公平の確保との調和を図りつつ定められたとされる⁽⁴³⁾。このほか、仮に相続税額の100%の納税猶予を与えることとした場合、農地に係る納税猶予の特例以上のメリットを納税者に与えることとなり、制度上の均衡を失うこと等の考慮から、この上限が設けられたとの説明もなされている⁽⁴⁴⁾。

これらの制限に対しては、その見直しを求める議論がなされてきた。制度の適用対象者については、複数名が事業を承継するケースも十分想定され、適用対象者を1人に限定する必要はないとの見解が示されてきた⁽⁴⁵⁾。また、適用対象となる株式の上限及び相続税の納税猶予割合の上限については、両者が同時に存在することにより、実質的には相続税額の5割程度しか納税猶予の対象とならず、負担軽減割合が大きく縮小する結果となっているとして、これらの制限の見直しや撤廃を求める議論が盛んになされてきた⁽⁴⁶⁾。

これらについては、平成30年度税制改正により創設された特例措置で大幅な見直しがなされ、後継者3名までが適用対象とされたほか、適用対象となる株式及び相続税に係る納税猶予割合の上限が撤廃される形となった。

2 後継者についての要件

事業承継税制の創設時には、認定を受けるに当たって、後継者は先代経営者(被相続人等)の親族でなければならないとの要件が課されており、結果的に、同税制の適用は親族内承継のみに限定されていた。これは、中小企業経営者が親族内承継を希望するケースが多く、また、親族外承継では、贈与や遺贈による株式の無償移転が行われるケースがほとんどないことなどから設けられた要件であるとされる⁽⁴⁷⁾。これに対しては、全事業承継に占める親族内承継の割合は決して高くなく、この要件はあまりに適用対象を制限しているとの批判的見解が示されていた⁽⁴⁸⁾。

(42) 同上, p.323. また、品川芳宣「「非上場株式に係る事業承継税制の現状と課題」—『事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会』中間報告を中心として—」『租税研究』781号, 2014.11, p.94も参照。

(43) 松田ほか 同上, p.327. なお、同資料は、「事業用資産について完全に非課税とすることは、事業用資産を持たない者とのバランス等から適当ではなく、課税の公平上、問題があると考えられ」としている(同)。

(44) 佐藤悦緒・平川茂「対談 新事業承継税制の疑問と誤解を解く」『税理』52(10), 2009.8, pp.130-131.

(45) 品川 前掲注(42), pp.93-94. こうした見解に対しては、複数名を事業承継税制の対象とした場合、子孫の代で株式が分散し、経営に問題が生じかねないとの反論が見られる(同, p.94.)。

(46) 日本商工会議所「平成30年度税制改正に関する意見」2017.9.20, p.4. <<https://www.jcci.or.jp/files/honbun.pdf>>; 東京商工会議所事業承継の実態に関する調査研究会 前掲注(24), p.9; 松嶋康尚「事業承継税制小論」『税研』25(6), 2010.5, p.92; 「事業承継 株式の相続や生前贈与の税制優遇措置が大幅拡大」前掲注(23)

(47) 松田ほか 前掲注(20), pp.315-316. 同資料は、親族外承継については「むしろ、適切な後継者を見付けることや、後継者が株式を取得するための資金を調達することが、円滑な事業承継のための課題」であるとしている(同)。また、高橋達也ほか「租税特別措置法等(相続税・贈与税関係)の改正」『平成25年度税制改正の解説』pp.606-607. 財務省HP <https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/explanation/pdf/p0582_0687.pdf>も参照。

(48) 田中治「政策税制として創設された事業承継税制の評価と改革の方向性を検討 事業承継税制の現状と評価」『税研』28(3), 2012.9, p.39; 山下学・生田泰寛「中小企業の事業継承—事業承継税制との乖離と技術の伝承への転換(後編)—」『税理』60(11), 2017.9, p.184.

平成 25 年度税制改正では、中小企業の後継者不足に対応し、有能な人材を広く登用できるようにする観点から⁽⁴⁹⁾、この要件は撤廃され、従業員承継についても事業承継税制の適用が可能となった。ただし、いわゆる M&A による社外への企業の譲渡については、現行では同税制の適用対象外となっており、こうした事例についても税制上の支援措置の対象とすべきであるとの見解も見られる⁽⁵⁰⁾。

3 先代経営者についての要件

事業承継税制の創設当初は、贈与税の納税猶予において、先代経営者が役員を退任することが求められた。これは、先代経営者が贈与後も役員として実質的な権限を行使し続けることを防止する等の観点から設けられた要件とされる⁽⁵¹⁾。

この要件については、事業承継直後の後継者は信用力が弱いことが多く、取引先等との関係において先代経営者が必要とされることがある等の理由から、その緩和を求める議論があり、平成 25 年度税制改正において見直しがなされた。見直し後は、先代経営者は代表者を退任しなければならないものの、有給役員として引き続き経営に参画することは認められることとなった。この見直しについては、企業が先代経営者の信用力をよりよく活かすことができるようになったとの肯定的な評価が見られる⁽⁵²⁾。

4 雇用確保要件

雇用確保要件においては、維持すべき雇用者数の割合として、相続開始時又は贈与時の 8 割という基準が用いられている。この 8 割という割合は、雇用の確保という政策目標と、適用を受けた会社の経済活動の自由との調和の観点から定められたとされる⁽⁵³⁾。また、同要件については、事業承継税制が雇用の維持という目的を特に重視して創設されたことを示すものであるとの指摘がある⁽⁵⁴⁾。

事業承継税制の創設当初の同要件は、申告期限後 5 年間の毎年、相続開始時又は贈与時の 8 割の雇用を維持しなければならないというものであった。この要件に対しては、制度適用に当たって極めて大きな制約となっているとして、その緩和を求める声が上げられた⁽⁵⁵⁾。

平成 25 年度税制改正において、景気変動等の経済状況に配慮する観点から見直しが図られ⁽⁵⁶⁾、申告期限後の 5 年間の平均で雇用の 8 割を維持すればよいこととなった。

(49) 高橋ほか 前掲注(47), p.607.

(50) 山下・生田 前掲注(48), pp.184-186; 平川英子「外国における同族会社に係る税制—フランスにおける事業承継をめぐる税制—」『税研』32(6), 2017.3, pp.67-68.

(51) 高橋ほか 前掲注(47) もっとも、必要なときには先代経営者の経営力や信用力を活かすことができるよう、先代経営者が無給の役員として再就任することは認められていた(同)。

(52) 品川 前掲注(42), p.92; 永井強・河村美佳「事業承継税制 要件緩和、税負担軽減、手続簡素化で利用を促進」『金融財政事情』64(12), 2013.3.25, p.20.

(53) 松田ほか 前掲注(20), p.333.

(54) 田中 前掲注(3), p.98. また、同要件が、中小企業のみを優遇する制度であるとの批判をかわすための大義名分となったとの見方もある(「事業承継 株式の相続や生前贈与の税制優遇措置が大幅拡大」前掲注(23))。

(55) 日本税理士会連合会「平成 25 年度・税制改正に関する建議書」2012.6.28, p.12. <http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/tax_reform/kengisyu-H25.pdf>; 木口隆・金澤秀晃「わが会の税制改正意見 事業承継税制改正」『税研』27(4), 2012.1, p.65; 「事業承継 株式の相続や生前贈与の税制優遇措置が大幅拡大」同上

(56) 高橋ほか 前掲注(47), pp.608-609.

ところで、雇用確保要件は、従業員数の少ない企業において、特に厳しい要件となり得ることが指摘されてきた。すなわち、従業員数が5人に満たない企業において、従業員が相続開始時又は贈与時に比べて1人でも減少した場合、この要件を満たすことができなくなってしまう。この問題に対応するため、平成29年度税制改正⁽⁵⁷⁾では、従業員数が5人未満である企業を対象に、要件の緩和が図られ⁽⁵⁸⁾、これらの企業において、従業員数が1人減少した場合においても、事業承継税制の適用が可能となった。

平成30年度税制改正においては、前述のとおり、雇用確保要件を満たせなかった場合でも、その理由を記載した書類を都道府県に提出することで、同税制の継続的な適用が可能とされた。

5 猶予税額の免除及び納付時の負担軽減

事業承継税制の適用を受けて猶予された税額は、さらに一定の要件の下で、これが免除される。猶予税額の免除が認められる主な要件としては、①先代経営者（贈与税の場合のみ）又は後継者が死亡した場合、②申告期限後5年経過後に、後継者が株式を次の後継者に贈与し、次の後継者が贈与税の納税猶予の適用を受ける場合、③申告期限後5年経過後に、会社について破産手続開始の決定等があった場合、が挙げられる（表2を参照）。

平成30年度税制改正で設けられた特例措置では、上記の場合に加え、経営環境の悪化等により、申告期限後5年経過後に後継者が株式を譲渡する場合や、会社が合併により消滅する場合等について、譲渡や合併の対価の額等を基に税額を再計算し、当初の納税猶予税額と再計算により算出された税額との差額分について免除を行うこととされた。

適用要件を満たせなかった場合など、猶予税額の納付が求められる場合についても、税負担の軽減のための見直しが図られている。平成25年度税制改正では、猶予税額とともに納めることとなる利子税を引き下げる⁽⁵⁹⁾とともに、納税猶予期間が5年間を超える場合について、5年間の利子税を免除するとした⁽⁶⁰⁾。

6 手続面の事項

事業承継税制の適用を受ける上で必要となる手続の面においても、その簡素化による利便性の向上が図られてきた。

(57) なお、同改正では、被災企業に対して雇用確保要件等を免除する措置も設けられた。この措置により、災害により資産の被害が大きい場合及び従業員の多くが属する事業所が被災した場合は、雇用確保要件が免除されるほか、災害や事故、取引先の倒産等の場合は、売上高の回復に応じて、雇用確保要件が緩和される。

(58) 具体的には、相続開始時又は贈与時の従業員数の8割を計算した際に端数がある場合に、これを切り上げるとしていた従来の計算方法を見直し、切り捨てることとした。

(59) 利子税の割合は年3.6%とされているが、以下に述べる各年の「特例基準割合」が7.3%に満たない場合には、以下により算出される割合が適用される（したがって、特例基準割合が7.3%に満たない場合の利子税の割合は3.6%よりも低くなる。）。

$$3.6\% \times \frac{\text{特例基準割合}}{7.3\%} \quad (0.1 \text{ 未満の端数は切り捨てる。})$$

特例基準割合について、改正前は、各年の前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率に4%を加算した割合をいうものとされていたが、改正により、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいうものとされた。その結果、平成26年に適用される利子税の割合は、年2.1%から年0.9%に引き下げられた。

(60) 同時に、事業再生を行う場合には、利子税を再計算して、一部を免除する措置も設けられた。

事業承継に向けての経営者による計画的な取組を促す目的から⁽⁶¹⁾、円滑化法等により⁽⁶²⁾、当該承継計画について事前に経済産業大臣（平成 29（2017）年 4 月以降は、都道府県知事）の確認を受ける制度（事前確認制度）が設けられている。事業承継税制の創設当初は、この事前確認を受けていることが同税制の適用の要件とされた。これについては、経営者の不慮の死亡など、突然に相続が発生したような場合に同税制が利用できないなどの問題点が指摘され⁽⁶³⁾、平成 25 年度税制改正においては、事前確認を受けていることを事業承継税制の適用の前提としないこととされた⁽⁶⁴⁾。

また、創設時の同税制においては、その適用を受けるため、従来は経済産業局に認定申請・年次報告書の提出が、税務署に対して申告書・継続届出書の提出が、それぞれ求められていた。これについて、平成 25 年度税制改正により、経済産業局に提出した書類については税務署への提出は不要とされ、提出書類の簡素化が図られた。

IV 諸外国の事業承継税制

事業承継税制をめぐっては、近年、諸外国における同様の制度に焦点を当てた調査が複数見られ、それらの調査結果を踏まえ、国際比較という観点から、我が国の事業承継税制の検討が行われている⁽⁶⁵⁾。また、平成 30 年度税制改正を始めとする近年の税制改正に際しても、諸外国の事業承継税制にならった制度の見直しや拡充を求める議論が見られた⁽⁶⁶⁾。本章では、このような動きを踏まえ、非上場株式に係る税負担の軽減措置を有するイギリス、ドイツ、フランスの 3 か国⁽⁶⁷⁾における事業承継税制を概観する。

(61) 高橋ほか 前掲注(47), pp.626-627.

(62) 円滑化法第 15 条及び「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」（平成 21 年経済産業省令第 22 号）第 16 条第 1 項

(63) 高橋ほか 前掲注(47), p.627.

(64) 平成 25 年度税制改正による改正の内容は、平成 27（2015）年 1 月以降に発生する相続及び贈与について適用されたが、この見直しについては、平成 25 年 4 月以降に適用された。

(65) 諸外国における事業承継税制を取り上げた資料としては、小林和也・塩谷洋子「アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスの事業承継税制を紹介 諸外国における事業承継税制」『税研』28(3), 2012.9, pp.64-71; 新日本有限責任監査法人「諸外国の創業支援及び事業承継に係る税制等の実態調査事業報告書」2013.2.28. 経済産業省 HP <http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003484.pdf> 等が挙げられる。なお、各国間の相続税制には、課税方式や税率等に大きな違いがあるほか、オーストラリアやスウェーデン、カナダ等、相続税に相当する税目自体が設けられていない国もあることに留意が必要である。主要国の相続税制を比較したものとして、吉野維一郎編著『図説日本の税制 平成 29 年度版』財経詳報社, 2017, pp.308-311 等を参照。

(66) 日本商工会議所 前掲注(46), pp.3-4; 「きょうのことば 事業承継税制 中小の代替わり後押し」『日本経済新聞』2017.11.22等。ただし、各国の相続・贈与税制には違いがあるほか、事業承継をめぐる経済的・社会的背景も異なっており、他国の制度がそのまま我が国において当てはまるとは考えにくいであろう。識者からは、諸外国の制度にはそれぞれの固有の歴史や論理があり、それを直ちに日本の制度と比較するのは困難であり、また不適切であるとの見解が示されている（田中 前掲注(3), p.101.）。

(67) アメリカでは、Qualified Family-Owned Business Interest（適格家族経営事業株式）を対象とした連邦遺産税（estate tax. 我が国の相続税に相当する税）の負担軽減措置が設けられていたが、2004 年以降 2012 年までに発生する相続について時限的に廃止され、2013 年以降に発生する相続について恒久的に廃止された（CCH, 2018 U.S. Master Tax Guide, 101st Edition, Wolters Kluwer, 2017, pp.934-935.）。現在は、自社株式等の承継に係る税負担軽減措置は確認できない。

1 イギリス

イギリスの相続税 (Inheritance Tax) は、遺産課税方式による課税がなされており、税率は一律に40%である。

イギリスにおける事業承継税制に相当する税制上の措置としては、Business Property Relief (BPR. 事業資産評価減制度) と呼ばれる制度が挙げられる (1984年遺産税法 (Inheritance Tax Act 1984 (c. 51)) 第103条~第113B条等)⁽⁶⁸⁾。同制度は法人及び個人事業の双方を対象としたものであり、非上場株式等につき100%の、上場株式 (50%以上の議決権を有している場合) 及び事業に用いられる土地、建物、工場、機械につき50%の、それぞれ評価額の減額が受けられる。ここで用いられる評価額は、5年間の最低の評価額とされる。

この制度においては、株式や資産が、資産移転の直前の最低2年間、先代経営者により所有されていたことが適用要件とされている。将来の事業に必要とされない資産等は適用の対象外となる。また、株式や土地、建物等の資産の管理を主に行う企業は、この制度の適用を受けることはできない。

2 ドイツ

ドイツにおける相続税は、遺産取得課税方式による課税がなされている。税率は、被相続人との続柄に応じて3種類の税率表が設けられており、そのうち配偶者及び子に適用される税率表では、最低税率は7%、最高税率は30%の7段階の税率構造が採られている。

ドイツにおいては、事業用資産、農業及び林業のための資産、直接保有割合が25%を超える資本会社の株式等につき、相続税及び贈与税を非課税とする措置が設けられている (相続税及び贈与税法 (Erbchaftsteuer- und Schenkungsteuergesetz) 第13a条、第13b条、第19a条)⁽⁶⁹⁾。この制度の下では、承継資産の85%が非課税とされる通常非課税方式 (Regelverschonung) と、承継資産の100%が非課税とされるオプション非課税方式 (Optionsverschonung) の2種類の方式が設けられており、いずれかを選択して適用することができる。その概要は表4のとおりである⁽⁷⁰⁾。

制度の適用に当たっては、事業継続要件、賃金要件、受動資産割合要件という3つの要件が課される。事業継続要件としては、5年間又は7年間の事業の継続が求められるほか、賃金要件として、維持すべき賃金水準について、従業員数に応じて一定の要件が課されている。要件は方式により異なっており、オプション非課税方式の方が優遇の度合いが大きい一方で、より厳しい要件が課されるという仕組みが採られている。また、所有する資産についても規制があり、一定以上の金融資産等を有する企業は、適用対象外とされている。

上記のような措置は、承継される資産が2600万ユーロ (33億8000万円)⁽⁷¹⁾以下の場合に適用

(68) CCH, *British Master Tax Guide 2016-17*, 2017, pp.1345-1353; “Business Relief for Inheritance Tax.” GOV.UK HP <<https://www.gov.uk/business-relief-inheritance-tax>> 等を参照。

(69) 西島万季子「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』782号, 2017.6, p.9. <https://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g782/782_a.pdf>; 城田郁子「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』696号, 2010.4, p.11. <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/8430893/www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g696/NDL_WA_po_696_a.pdf> 等を参照。

(70) 現行の制度は、それまでの事業承継税制が憲法上の平等原則に違反するとの連邦憲法裁判所の判決 (2014年12月) を受けて改正されたもので、2016年11月9日に公布され、同年7月1日に遡及して適用された (西島 同上)。

(71) 「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 (平成30年5月中において適用)」2018.4.20. 日本銀行 HP <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/kijun/kiju1805.htm/> に基づき、1ユーロ=130円として邦貨に換算した。

される。承継される資産が2600万ユーロを超える場合についても、控除率は減少するものの、一定の負担軽減を受けることができる⁽⁷²⁾。

表4 ドイツの現行の事業承継税制の概要

		通常非課税方式 (Regelverschöpfung)	オプション非課税方式 (Optionsverschöpfung)
優遇措置の内容		承継資産の85%を非課税とする	承継資産の100%を非課税とする
事業継続要件		相続後5年以上事業を継続させること	相続後7年以上事業を継続させること
賃金要件	従業員数が16人以上	相続後5年間の支払賃金総額が相続前5年間の年平均賃金の400%を下回らないこと	相続後7年間の支払賃金総額が相続前5年間の年平均賃金の700%を下回らないこと
	従業員数が11人～15人	相続後5年間の支払賃金総額が相続前5年間の年平均賃金の300%を下回らないこと	相続後7年間の支払賃金総額が相続前5年間の年平均賃金の565%を下回らないこと
	従業員数が6人～10人	相続後5年間の支払賃金総額が相続前5年間の年平均賃金の250%を下回らないこと	相続後7年間の支払賃金総額が相続前5年間の年平均賃金の500%を下回らないこと
	従業員数が5人以下	適用されない	適用されない
受動資産割合要件		金融資産等については、事業用資産の10%に相当する分までが適用対象となる(ただし、所有期間が2年以下のものについては適用対象とはならない)	金融資産等が事業の市場価格の20%以下であること(受動資産が事業の市場価格の90%を超える場合には、事業承継税制の適用対象外となる)

(出典) 城田郁子「欧米主要国における最近の税制改革の動向」『財政金融統計月報』696号, 2010.4, p.11. <http://warp.da.ndl.go.jp/collections/NDL_WA_po_print/info:ndljp/pid/8430893/www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/hyou/g696/NDL_WA_po_696_a.pdf>等を基に筆者作成。

3 フランス

フランスの相続税は、遺産取得課税方式による課税がなされる。税率は、被相続人との続柄に応じて4種類の税率表が設けられており、そのうち直系血族に適用される税率表では、最低税率は5%、最高税率は45%の7段階の税率構造となっている。

フランスにおいては、法人及び個人事業の双方を対象として、非上場株式や事業用資産等について、評価額の75%の減額を認める措置が設けられている(一般租税法典(Code général des impôts: CGI)第787b条及び第787c条)⁽⁷³⁾。

制度の適用を受けるためには、相続・贈与後3年以上事業を継続することが要件とされているほか、法人の場合は、2年以上一定割合の株式を保持する旨の契約を行うこと及びその後4年間株式を保持すること、個人事業主の場合は、受贈者が当該資産を4年間保持することを誓約すること、が要件とされている。

4 諸外国の事業承継税制との共通点と相違点

上で見た各国の事業承継税制は、制度の適用に当たって事業継続等の一定の要件が課されて

(72) 全額の支払が困難であることを相続人(後継者)が証明した場合で所定の要件を満たした場合、一定の負担軽減を行う仕組みが設けられているほか、通常非課税方式又はオプション非課税方式を適用するに当たり、2600万ユーロを超える分について、75万ユーロ当たり1%分の控除率の引下げを行う仕組み(控除逓減モデル(Abschmelzmodell))が設けられている。

(73) “ENR - Mutations à titre gratuit - Successions - Champ d'application des droits de mutation par décès - Exonération partielle en raison de la nature du bien transmis : transmission des parts ou actions de société ayant une activité industrielle, commerciale, artisanale, agricole ou libérale.” Ministère de l'Action et des Comptes publics HP <<http://bofip.impots.gouv.fr/bofip/6509-PGP.html>>等を参照。

いるという共通点が見られる一方で、複数の相違点も見て取ることができる。例えば、制度の対象を見ると、我が国の事業承継税制とは異なり、上場株式や個人事業主の事業用資産（イギリス及びフランス）も同一の枠組みの下で対象とされている。また、各国においては、我が国の制度のような納税猶予ではなく、評価額の減額又は非課税の仕組みが採られている。このほか、我が国の事業承継税制における雇用確保要件に相当する要件は見られないものの、ドイツにおいては、一定の賃金水準の維持が要件として課されている。

V 事業承継税制をめぐる論点

1 事業承継税制の性質をめぐる検討

(1) 識者による見解

事業承継税制は、既に見たとおり、税制上の原則に例外を設け、非上場株式の承継に係る税負担を軽減することで、事業承継の円滑な実施を図るための措置である。こうした観点から、事業承継税制の拠り所となる地域経済の活力の維持や雇用の維持の要請と、公平な課税を追求する相続税等との間には「鋭い緊張関係がある」との見方がある⁽⁷⁴⁾。この見方からは、これら両者の間で均衡を確保するために、事業承継税制の目的・効果・手段とこれにより失われる課税の公平の程度等を勘案しつつ、同税制について「たえず見直しを図る必要がある」と指摘されている⁽⁷⁵⁾。また、事業承継の円滑化を図るという同税制の政策的な側面を重く見る立場からは、同税制は「政策上の産物であり、理論的な問題の検討になじまない」との見方もある⁽⁷⁶⁾。

事業承継税制に対しては、否定的な見方もある。例えば、事業承継の促進は、結果的に企業価値の低下等をもたらし、経済全体の効率性を低下させるとの懸念⁽⁷⁷⁾や、経営資源を持たない企業をも市場に残し、結果的に産業構造を弱めるとの批判⁽⁷⁸⁾が見られる。また、同税制により、資産等の格差が世代間で継承されるおそれがあるとの指摘がある⁽⁷⁹⁾。このほか、小規模宅地や農地を対象とする相続税負担軽減措置との比較の上で、事業承継税制が「制度設計に当たり、一貫した理論や整合的な仕組みを度外視して導入された」とする批判もなされている⁽⁸⁰⁾。

(2) 税制調査会による指摘

内閣総理大臣の諮問機関として政府に設置されている税制調査会は、事業承継税制については賛否両論があることを指摘している。

平成 12（2000）年に同調査会により取りまとめられた「わが国税制の現状と課題—21 世紀に向けた国民の参加と選択—」では、同税制について、事業の円滑な承継が事業者の経営意欲を高め、中小企業の活性化につながるとの意見がある一方で、自ら起業する者と事業を承継する者との機会の均等を欠き、資源配分の効率性を損なうとの意見もあることを指摘している⁽⁸¹⁾。

(74) 田中 前掲注(48), pp.34-35, 39.

(75) 同上

(76) 橋本守次『ゼミナール相続税法 平成 27 年 1 月改訂』大蔵財務協会, 2015, p.871.

(77) 國枝繁樹「少子高齢化社会における世代間の資産移転税制のあり方」『税研』25(6), 2010.5, p.44.

(78) 「豆電球 親族への事業承継の支援策は必要か」『金融財政事情』69(6), 2018.2.12, p.66.

(79) 國枝 前掲注(77)

(80) 小池正明「非上場株式等に係る事業承継税制」『税研』28(3), 2012.9, p.44.

(81) 税制調査会 前掲注(15), p.305.

平成 19 (2007) 年に取りまとめられた「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」では、中小企業の事業承継における相続税負担について「雇用確保や経済活力の維持の観点から一層の配慮が必要であるとの意見がある」一方で、「事業用資産を持たない者との課税の公平性や親族間の相続(世襲)による事業承継を支援することの必要性の観点から、十分な吟味が必要であるとの指摘もある」と述べている。また、「同族株式を遺産として残す者は、平均的にみれば、相続税の課税対象者の中でも富裕層に属していることにも留意する必要がある」とし、「事業承継税制については、課税の公平性等の観点からも許容できる、経済活力の維持のために真に効果的な制度とする必要がある」と指摘している⁽⁸²⁾。

2 従来の事業承継税制をめぐる評価

(1) 従来の事業承継税制をめぐる評価

(i) 措置の内容をめぐる評価

事業承継税制については、第Ⅱ章及び第Ⅲ章で見たように、各年度の税制改正において、適用要件の緩和等の見直しがなされてきた。こうした見直しに対しては、同税制の使い勝手が良くなったとする肯定的な評価⁽⁸³⁾が見られる一方で、見直しの内容が経営者のニーズに合致していないとの批判⁽⁸⁴⁾もなされている。また、「円滑な事業承継を広げるにはまだ壁もある」として一層の検討が必要であるとする立場も見られる⁽⁸⁵⁾。

事業承継税制の適用要件をめぐる議論の中でも、雇用確保要件をめぐる議論は多く見られる。例えば、平成 25 年度税制改正における見直し後の同要件であっても、なお厳しいとの見方⁽⁸⁶⁾や、同要件が「非常に大きな実際的かつ精神的な負担」であるとする指摘⁽⁸⁷⁾がなされ、要件の更なる緩和を求める主張がなされてきた。その一方で、事業承継税制の創設当初の雇用確保要件であっても、特に厳格なものではなく、その緩和により事業承継税制の趣旨である雇用の維持に悪影響が及ぶおそれがあるとの懸念も示された⁽⁸⁸⁾。このほか、雇用の 8 割という一律の基準のみによるのではなく、他の要素を考慮すべきであるとの意見⁽⁸⁹⁾や、より弾力的な運用を検討すべきであるとの見解⁽⁹⁰⁾が見られる。

一般に、適用要件が厳格である場合には、要件を満たせなかった場合のリスクを考え、後継者が事業承継税制の適用を回避するケースも生じ得ると考えられる⁽⁹¹⁾。一方で、厳格で合理的な制約が設けられない場合には、制度の公平性が損なわれ、特定の者を不当に利することになるおそれがあるとも指摘される⁽⁹²⁾。

このほか、猶予税額の免除についても、年数基準の導入、すなわち、事業承継税制の適用後

82) 税制調査会「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」2007.11, p.27. 内閣府 HP <<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/pdf/191120a.pdf>>

83) 岸田 前掲注(2), pp.58-59.

84) 「再チェック税制 2013 Q&A 7 中小企業の事業承継税制 使い勝手 悪いまま」『東京新聞』2013.2.28.

85) 「こうなる税制改正 2013 7 事業承継税制」『日本経済新聞』2013.2.6; 同上

86) 「5年・8割雇用維持要件、見直しの可能性」『週刊 T&A master』664号, 2016.10.24, p.12.

87) 山下・生田 前掲注(7), p.161.

88) 上松公雄「税制改正大綱を評価する 中小企業の立場から」『税研』29(1), 2013.5, p.55.

89) 品川 前掲注(42), p.93.

90) 上松 前掲注(88)

91) 山口拓也「適用に当たっての現状分析と把握」『税経通信』72(7), 2017.7, p.29.

92) 田中 前掲注(3), p.100.

一定期間が経過することを条件に、一律に猶予税額の免除を認めるよう制度を改めるべきであるとの議論がある⁽⁹³⁾。この立場からは、例えば「一定の段階で納税の免除を認める制度まで踏み込まないと経営者のニーズを満たさない可能性がある」との見方が示されている⁽⁹⁴⁾。

加えて、手続の一層の簡素化を図ることで、事業承継税制の利便性の向上を図るべきであるとの議論も見られる。例えば、現行制度の下で提出が求められる認定申請書や年次報告書について、これらの作成等に係る事務手続は中小企業にとって負担となっているとして、その改善を求める声がある⁽⁹⁵⁾。

(ii) その他の事項に関する評価

事業承継税制については、制度自体が十分に認知されていないとの指摘も見られる⁽⁹⁶⁾。同税制の周知を図るべく、広報の強化が今後の課題となるとの見方がある。その際には、実際に同税制の適用を受ける立場である中小企業の経営者に対してのみならず、その支援を行うべき立場にある金融機関や税理士等に対する制度の周知にも力を入れるべきであるとの指摘がある⁽⁹⁷⁾。

また、同税制の是非については、税制以外の分野における制度との関連の上で捉えるべきであるとの指摘もなされている。すなわち、円滑な事業承継を妨げる要因としては、後継者不足や資金不足など、税負担以外の要因が考えられる。そのため、事業承継の円滑化を図るためには、税負担の軽減という税制面での措置のほかにも、例えば専門家による支援体制の強化など、様々な側面からの措置が講じられる必要があるという指摘である。識者の間からも、事業承継における課題を解決する手段について税制面からのみ論じるのは不適切であり、事業承継税制は飽くまで複数ある手段の1つとして捉えることが適切であるとの見解が示されている⁽⁹⁸⁾。

(2) 適用状況をめぐる課題

事業承継税制については、近年、その運用面における課題が指摘されている。

会計検査院は、相続税関係の租税特別措置について、その適用状況を検査し、平成29(2017)年11月に「会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「租税特別措置(相続税関係)の適用状況等について」」にまとめている⁽⁹⁹⁾。ここでは、事業承継税制の適用事例の中に、①多額の資本剰余金を有する企業が適用対象となっていた事例、②年10億円を超えるような、多額の課税所得のある企業が適用対象となっていた事例、③資産管理会社の性質を強く持つと思われる企業が適用対象となっていた事例、④①から③に該当する事例において、多額の特定資産を有する企業が事業承継税制の適用を受けた事例、が確認できたとしている。

この検査結果について、会計検査院は、「事業承継税制の政策目的に照らして、必ずしも必要

⁽⁹³⁾ 日本税理士会連合会「平成30年度税制改正に関する建議書」2017.6.22, p.16. <<http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/kengisyo-H30.pdf>>; 日本商工会議所 前掲注(46)

⁽⁹⁴⁾ 「こうなる税制改正2013 7 事業承継税制」前掲注(85)

⁽⁹⁵⁾ 日本商工会議所 前掲注(46), p.5.

⁽⁹⁶⁾ 東京商工会議所事業承継の実態に関する調査研究会 前掲注(24), pp.9, 29, 36. なお、このアンケートでは、事業承継税制を知らないとの回答が全体の約4割に上ったとの結果も示されている(同, p.29.)。

⁽⁹⁷⁾ 品川 前掲注(42), pp.95-96; 岸田 前掲注(22), p.59; 日本商工会議所 前掲注(46), p.6.

⁽⁹⁸⁾ 例えば、事業承継税制について「他の政策実現手段との関連の中で、限定的な役割を持つにすぎない」との評価がある(田中 前掲注(48))。また、同様の見解として、水野忠恒「相続税の意義と根拠」『日税研論集』61号(相続税・贈与税の諸問題)2011.9, p.24; 松田ほか 前掲注(20), p.311 等がある。

⁽⁹⁹⁾ 会計検査院 前掲注(38)

最小限のものとなっていないと考えられる状況が見受けられた」としており⁽¹⁰⁰⁾、同税制の効果や適用実態をめぐる経済産業省や財務省による検証についても、必ずしも十分になされていないと考えられると指摘している⁽¹⁰¹⁾。

地域経済の活力の維持や雇用の維持という事業承継税制の趣旨や、租税特別措置としての同税制の位置付けを考慮しつつ、その適用状況の継続的な検証とその強化が今後の課題となり得る。

3 特例措置の創設をめぐる評価

平成 30 年度税制改正において創設された特例措置についても、識者等から様々な見解が示されている。

特例措置は、事業承継税制をめぐるこれまでの見直しを経て、なお課題とされてきた項目を対象として、大幅な制度の拡充を図ったものと言える。特例措置の創設については、「画期的な制度へと抜本的に拡充された」⁽¹⁰²⁾などとして評価する見解が多く見られる⁽¹⁰³⁾。

他方、特にその効果の面から、特例措置に批判的な見解も見られる。例えば、株式評価が低い企業に課される相続税等の負担は軽く、また株式評価が中程度の企業については、株式評価の引下げや株式数の減少を図ることによる税負担の軽減が可能であるため、事業承継税制による税負担軽減の効果が有効に機能するのは、株式評価の高い優良企業に限られるとの見方がある⁽¹⁰⁴⁾。この立場からは、特例措置は廃業を防止する効果はないばかりか、経営の順調な企業にとっての節税手段となるとの見解が示されている⁽¹⁰⁵⁾。また、特例措置の創設による適用件数の大幅な増加は見込めず、中小企業の廃業を防ぐためには、むしろ譲渡所得に課される所得税及び住民税の軽減措置を講じることで、会社の売却を後押しすることが有効であるとの主張もなされている⁽¹⁰⁶⁾。

おわりに

事業承継税制は、これまでに見てきたように、地域経済の活力の維持や雇用の確保の観点から、事業承継において後継者に課される相続税等の負担を軽減することで、中小企業の事業承継の円滑化を図る措置である。税負担の軽減効果や利便性の向上を図るために、近年には段階的に制度の拡充が図られてきた。それに伴い、制度の利用実績も増加傾向にある。

その一方で、同税制は、資産の移転に対しては、全ての財産を公平に評価し課税するという相続税等の原則に、一定の例外を設ける措置であることを考慮する必要がある。また、同税制は租税特別措置という位置付けであることから、その規模が適正であること、意図された政策

⁽¹⁰⁰⁾ 同上, p.60.

⁽¹⁰¹⁾ 同上

⁽¹⁰²⁾ 「平成 30 年度与党税制改正大綱に対する三村会頭コメント」2017.12.14. 日本商工会議所 HP <<https://www.jcci.or.jp/news/2017/1214152449.html>>

⁽¹⁰³⁾ 「平成 30 年度与党税制改正大綱について（会長コメント）」2017.12.14. 日本税理士会連合会 HP <<http://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/p171214/>>; 三木義一「財政破綻 緊張感見えず」『東京新聞』2017.12.15.

⁽¹⁰⁴⁾ 岸田康雄「中小企業を救えない事業承継税制、3 度目の改正でも的外れ」『DIAMOND online』2017.12.21. <<http://diamond.jp/articles/-/153825>>

⁽¹⁰⁵⁾ 同上

⁽¹⁰⁶⁾ 田村賢司「中小企業の後継者難は解消されず」『日経ビジネス』1920 号, 2017.12.11, p.8; 同上; 「豆電球 親族への事業承継の支援策は必要か」前掲注⁽⁷⁸⁾

効果をもたらす上で有効な措置であることといった観点からの検討も必要となろう。

より広い視点で考えると、税制以外の分野においても、事業承継の円滑化のための措置を講じることが可能であることが分かる。例えば、事業承継を予定する経営者へのアドバイスや専門的人材の育成といった、経営環境面での支援措置が考えられる。事業承継税制については、こうした様々な事業承継促進策の中に位置付け、いかに他の制度とのバランスを保つか、という点も、同税制をめぐる重要な課題となり得る。

平成 30 年度税制改正では、10 年間の時限措置として、従来的一般措置における納税猶予の割合や適用要件等を大幅に拡充した特例措置が創設された。今後、その適用状況や政策効果をめぐる検証を注視しつつ、事業承継税制の在り方をめぐる議論が深まることが期待される。

(せこ ゆうすけ)